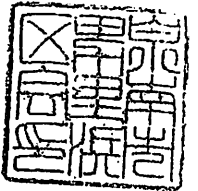


令和2年11月16日

泉南市長
竹中勇人 様

男里浜区長
小寺俊治



駐輪場の有料化計画の決定手順に関する申入れ

1. 市民へのお知らせの実施時期の不適切さ

泉南市区長連絡協議会の事務局(政策推進課)より、本年11月11日に開催された区長連絡協議会幹事会に市民生活環境部が提出された表題に関する資料を受領しました。

男里浜区は今年度の幹事に当たっていないため、私は当日の会合には出席しておらず、当該資料を受領して初めてこの計画の詳細を知るに至りましたが、添付資料のスケジュール(案)を目にして唖然としました。「市民へのお知らせ」が何と工事開始よりも後に実施される計画となっているのです。

議会への報告も、業者との契約も、着工もすべて済んだ後に、ようやく市民へのお知らせを行うということは、正に「事後報告」そのものであり、影響をもろに受ける市民から、事前に意見や要望を聞こうという意識が全く欠如しており、この種の政策を遂行しようとする場合の手順としては極めて不適切である(誤った対応である)ことが明らかであります。

以下に、その根拠を具体的に指摘させていただきますので、当該計画の実施スケジュールの見直し・修正をされますよう、ここに申し入れます。

2. 地方行政における根本原則に抵触

地方自治体が政策を決定する場合に、必ず実践すべき(行政側の義務ともいえる)重要な手続があります。それは、地方自治体は何らかの政策を決定する場合において、

① その政策によって住民に新たな負担や義務が生じる場合

② 住民が従来享受していた便益が消滅ないしは縮小する場合

には、その政策の執行によって影響を受ける(利害が発生する)住民に対して、事前説明(情報開示)を行なって住民の意見・要望を聴取し、それを可能な範囲で当該政策に反映させる努力をしなければならないというものです。

市が計画している駐輪場の有料化という政策は、上記 ① に該当することが明らかですが、市は、「事前説明(情報開示)」も、「住民の意見・要望の聴

取」も、「政策への反映」も一切行っていません。この対応は、地方行政における根本原則に抵触すると言わざるを得ず、極めて不適切である(誤った対応である)ことが明らかであります。

なお、この見解は決して私個人の独断ではなく、地方行政の在り方に関する各種文献には漏れなく触れられていますので、もし疑問を抱かれるようであれば、貴部においてその種の文献をご確認ください。

3. 泉南市自治基本条例に違反

泉南市では、平成24年10月1日付で「泉南市自治基本条例」が制定されています。同条例では、まず総論として、「この条例は・・・まちづくりの基本となる事項を定めるものであり、・・・市は・・・計画等についてこの条例のもとに体系的な整備を図る・・・」と位置付けています(第2条)

そして各論においても、

- ① 「市は、・・・市民の参画を得て市民の意思に基づき、さまざまな地域課題に取り組むことを原則としています。」(第4条)
- ② 「市民は、・・・平等にまちづくりに参画する権利を有します。」(第7条第1項)
- ③ 「執行機関は、政策形成過程における市民参画の機会を創出するとともに・・・市政に関する重要な事項について事前に案を公表し、広く市民から意見を聴取します。」(第14条第1項)
- ④ 「市長は、・・・市民の視点に立って市民の参画を推進し、協働によるまちづくりの実現に努めなければなりません。」(第22条第2項)
- ⑤ 「執行機関は、政策等の企画立案、実施及び決定の各過程における状況と効果について、市民にわかりやすく説明する責任を果たさなければなりません。」(第29条)

などときめ細かく規定し、まちづくりにおいては、市民はその計画段階から参画する権利を有し、市(執行機関)はそれを受け入れる義務を負うことを、明確に宣言しているのです。

しかるに、市は市民へのお知らせを事後報告で済まそうとされており、その対応(手順)は上記条例の規定に随所で違反し、極めて不適切である(誤った対応である)ことが明らかであります。

なお、私の指摘について疑義を抱かれる場合は、上記条例の担当部署である総合政策部・政策推進課にお問い合わせください。

4. 私からの提言

泉南市におかれましては、前述のスケジュール(案)の3に記載された工事

の着工を暫時見送り(着工済みであれば一旦中止し)、同4に記載された市民へのお知らせを大至急実施されることを強く要請致します。

なお、泉南市におかれまして、駐輪場の有料化は、上記2. や上記3. に該当するほどの重要な政策ではないと判断されているとすれば、それはとんでもない間違いであると指摘させていただきます。

例えば、父親と2名の高校生が電車通勤している家庭があるとした場合(決して例外的ではなく、十分にあり得る家族構成です)には、資料3ページの設定額を当てはめると、 $2,000\text{円}/\text{月} \times 3\text{人} \times 12\text{か月} = 72,000\text{円}/\text{年}$ もの負担が新たに生じることになるのです。

市内全体で、膨大な数の家庭においてこのように高額な負担増が生じることとは、正に重要な政策であることに疑問の余地がありません。市の緊急の対応を強く要請するところであります。

5. 書面回答の要請

泉南市におかれましては、この書面の受領後速やかに市のご見解を書面にてお示しいただきますよう、併せてお願い申し上げます。